十二～十八　（略）

十九　全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

二十～四十二　（略）

3～8　（略）

附　則

（削る）

（削る）

（国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第七条第十項第三号の国土交通省令で定める事業） **第二条**　中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第七条第十項第三号の国土交通省令で定める事業は、その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る運行系統ごとの運行回数を増加させる事業とする。 （法第七条第十項第四号の国土交通省令で定める事業） **第三条**　法第七条第十項第四号ロの国土交通省令で定める事業は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を同号イに掲げる施設を利用して行う第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）の需要に応じ、当該中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達をまとめて行う事業とする。 （計画の認定の申請） **第八条**　法第二十二条第一項の認定の申請は、別記様式の申請書を市町村長に提出して行うものとする。 2　（略）	（法第七条第十一項第三号の国土交通省令で定める事業） **第二条**　中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第七条第十一項第三号の国土交通省令で定める事業は、その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る運行系統ごとの運行回数を増加させる事業とする。 （法第七条第十一項第四号の国土交通省令で定める事業） **第三条**　法第七条第十一項第四号ロの国土交通省令で定める事業は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を同号イに掲げる施設を利用して行う第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）の需要に応じ、当該中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達をまとめて行う事業とする。 （計画の認定の申請） **第八条**　法第二十二条第一項の認定の申請は、別記様式第一の申請書を市町村長に提出して行うものとする。 2　（略）

十二～十八　（略）

十九　通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士及び地域限定特例通訳案内士に関すること。

二十～四十二　（略）

3～8　（略）

附　則

（観光部の所掌事務の特例）

第四条　関東運輸局の観光部は、第三条第一項各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

2　九州運輸局の観光部は、第三条第一項各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、奄美群島特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

（観光部観光地域振興課の所掌事務の特例）

第五条　関東運輸局の観光部観光地域振興課は、第二十七条第一項各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

2　九州運輸局の観光部観光地域振興課は、第二十七条第一項各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、奄美群島特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。